平成２６年（フ）第３３３号
和歌山市善明寺412番地の３　ヤマイチプラザ楠見東301号
債務者　ファンタジーこと　大塚　照美（旧姓　髙橋）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４８号
和歌山市西庄240番地の26
債務者　畑　るり子
１　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
福島県会津若松市堤町６番28号、前住所福島県会津若松市馬場本町１番21号
債務者　髙橋　紫織
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
茨城県土浦市右籾384番地２
債務者　小野千惠子
１　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
新潟県上越市寺町３丁目18番28号　桜弐番館203号
債務者　岡崎　智幸
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９１号
新潟県上越市大字滝寺2397番地４アパートアイビー202号
債務者　黒澤　健一
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９２号
新潟県上越市大字富岡2312番地１　シティハイム上越１211号
債務者　更科　勝成
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４０９７号
大阪市東成区深江南２丁目14番22号オズレジデンス新深江303号、前住所大阪市東成区深江北３丁目19番４号
債務者　藤岡　澄子
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７０号
大阪府三島郡島本町広瀬３丁目13番30号　門ノ内マンション２号棟207号、前住所広島県福山市多治米町２丁目11番７号
債務者　山根　治文
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７１号
大阪府三島郡島本町広瀬３丁目13番30号　門ノ内マンション２号棟207号、前住所広島県福山市多治米町２丁目11番７号
債務者　山根千惠子
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２３号
大阪市住吉区千躰２丁目５番８号　千躰丸美マンション406号
債務者　福迫　　司
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７３３号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番62号
債務者　上津美保子
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８６号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目10番４―211号
債務者　宇野　輝明
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７９７号
大阪府摂津市千里丘７丁目10番32―102号
債務者　荒木　裕子
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０４号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番14号　柴島ハイツＢ棟303号
債務者　江川　　優
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４７号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目14番23号
債務者　川口　広美
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８７９号
大阪府寝屋川市桜木町22番２―403号
債務者　西野　欣一
１　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部